

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度 第1回鴻巣市国民健康保険運営協議会
開 催 日	令和4年6月16日(木)
開 催 時 間	午後1時30分 開会 ・ 午後2時40分 閉会
開 催 場 所	鴻巣市役所4階大会議室
議長(委員長・会長)氏名	議長(会長) 金子 宮司
出席者(委員)氏名 (出席者数)	金子宮司、瀬山久江、武井 栄、竹内茂雄、谷渕和子、峯岸幸子、轟 容子、清水 浩、二村 貢、藤木弘恵、杉 祐紀、石井 誠、水澤 勉、大田祥子、今井たかへ、柴田潤一郎、遠藤美彦(17名)
欠席者(委員)氏名 (欠席者数)	今井定好(1人)
事務局職員職氏名	市民生活部長 関根則男 市民生活部副部長 武田昌行 国保年金課長 野口豊和 国保年金課副参事 高橋亮介 国保年金課副課長 金子康信 国保年金課主幹 野村貴仁 国保年金課主査 小櫃淑子、鈴木紀子(8名)
傍聴の可否 (傍聴者数)	可 (0人)
会 議 の 内 容	<p>1 委嘱 (1) 市長あいさつ(代理:副市長) (2) 委員自己紹介</p> <p>2 正、副会長の選任 (1) 会長あいさつ (2) 副会長あいさつ</p> <p>3 令和4年度第1回国民健康保険運営協議会 (1) 開会 (2) 議事 ア 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について イ 令和3年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の概要について ウ その他</p> <p>4 閉会</p>

●議事

(ア) 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

野口国保年金課長より、【資料1】、【資料1-2】に基づき鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明。

令和4年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、今年度の課税事務の必要から地方自治法第179条の規定に基づき、令和4年3月31日付けで専決処分を行ったもので、令和4年6月鴻巣市議会定例会にて承認を受けている。課税限度額の改正で、基礎賦課額（医療分）を63万円から65万円、後期高齢者支援金等課税額（支援分）を19万円から20万円に引き上げる内容。

改正による保険税への影響は、限度額世帯数について、改正後に医療分2世帯、支援分26世帯の減少となり、調定額については4,838,700円の増加となる。

《委員質疑》

専決処分を行った意図としては、国からの政令公布を受け、年度当初より反映させるためとの理解でよいか。

《事務局回答》

ご指摘のとおり。

《委員質疑》

専決処分で行っていただいたということで、早めの対応が評価できる。今後についても、引き続き専決処分に対応いただきたい。

県内では、専決処分での対応を行ったところは少ないかと思うが、どれくらいなのか把握しているか。

《事務局回答》

県内では、本市を含め全17市町村。6市11町村にて専決処分を行った。

(イ) 令和3年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の概要について

野口国保年金課長より、令和3年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の概要について説明。

資料2-1に基づき、歳入決算の概要について説明。

【表1】被保険者等の状況中、参考【市人口等：年度末】②のとおり本市の人口は、前年度比317人の減少、世帯数は、前年度比512世帯増加。これは、核家族化や高齢者単身世帯の増加による影響と推測される。

令和3年度末の被保険者数は、参考：【年度末現在】①「被保の計」のとおり、市内人口の減少や被用者保険の拡大の影響もあり、昨年度比638人、222世帯の減少。

1款 国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、40歳から64歳までの加入者が負担する介護納付金分の3つから構成されている。また、一般被保険者と退職被保険者の2区分と、現年分・滞繰分があるため合計で12の区分に分かれている。

退職者医療制度は平成27年3月末に廃止され、新規適用はなくなったが、被保険

者が65歳到達となる令和元年度まで制度を存続させる経過措置がとられていたが、令和3年度は現年分調定額が0円となっている。

【表2】国保税関係にあるとおり、令和3年度の現年課税分の調定額21億6,824万3,100円に対し、収入額21億1,196万7,300円、徴収率は97.40%となり、昨年度に対し調定額は2,709万3,900円の減少、収入額は2,416万1,707円の減少だが、収納率は0.1%の増加となっている。

収納率については、口座振替の推進や収税対策課の取組みもあり、昨年度を上回る結果となっている。

国保税の税率については、【表4】国保税率等にもあるように、令和3年度は、全て据え置きとなっている。

2款 県支出金は、84億7,040万3,067円で、昨年度に比べ7億7,311万4,929円の増加、率にして10.04%の増加となっている。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの反動により、歳出の保険給付費が増加したため、これに連動して歳入の保険給付費等交付金のうち、普通交付金が増加したことによるもの。

特別交付金のうち、保険者努力支援分は医療費適正化への取組みや国保固有の構造問題への対応等を通じて保険者機能の役割を發揮してもらう観点から、後発医薬品の使用割合や保険税収納率など、適正かつ客観的な指標に基づき、保険者としての努力を行う市町村に対して交付されるもの。

【表5】特別交付金は、特別交付金の保険者努力支援分について示しているもので、県の保険者努力支援分は国保事業費納付金から控除される仕組みとなっており、令和3年度は6,055万9,929円が国保事業費納付金から控除されている。国の保険者努力支援分については県から交付されることになっており、本市の令和3年度の評価は県内7位で、交付金額は5,792万2千円となっている。

特別調整交付金（市町村分）は旧制度での国の特別調整交付金の「その他特別事情」に該当するもので、非自発的離職者に対する保険税軽減や保険税のコロナ減免、国民健康保険市町村事務処理標準システムの導入費用などについて交付されるもの。令和3年度は2,931万円が交付されている。

県繰入金（2号）は、旧制度の県の特別調整交付金に該当するもので、レセプト点検や保健事業、保険税徴収評価などにより、令和3年度は1億605万4千円が交付されている。

特定健康診査等負担金は、本市が実施する特定健康診査及び特定保健指導に係る費用について、国基準の3分の2が交付されるもので、国が3分の1、県が3分の1を負担する。

保険者努力支援分（事業費・事業費連動分）と特別調整交付金（事業費・事業費連動分）は、自治体における予防・健康づくりを抜本的に後押しするため、保険者努力支援制度の中に、事業費として交付する部分を設け、事業費に連動して配分する部分と合わせて交付されるもので、令和3年度は、合計1,396万6千円が交付されている。なお、事業費分は、交付決定額の8割が保険者努力支援交付金から交付され、2割が特別調整交付金から交付されるため、予算科目が2本立てとなっている。

3款 財産収入は、運営基金積立金の利子であり、会計課による他の基金との一括運用により配分されているが、基金残高の関係で微増となっている。

4款 繰入金は、1節の保険基盤安定繰入金から4節の財政安定化支援事業繰入金までの6億1,528万628円が一般会計からの法定繰入となっており、保険基盤安定繰入金は、保険税軽減分として低所得者に対する保険税均等割の7・5・2割軽減について、その軽減分が繰入れされるもので、県が4分の3を負担している。

また、保険者支援分として、保険税軽減対象者となる低所得者数に応じて、平均保険税の一定割合を公費で支援するもので、国が2分の1、県が4分の1を負担している。

職員給与費等繰入金は、国保会計で支出している職員の給与や事務費相当分について繰入れるもので、出産育児一時金等繰入金は基準額42万円の3分の2が一般会計から繰入れされている。

財政安定化支援事業繰入金は、低所得者が多い、医療費が高いなど保険者の責めに帰することの出来ない事情に着目し繰入れるもので、本市の場合は年齢構成による給付費の増嵩を理由として繰入されている。

その他一般会計繰入金は、9,700万円を繰入れている。

基金繰入金は、国民健康保険運営基金を取り崩して繰り入れるもので、歳出における国保事業費納付金の増加などにより、4億7,000万円となっている。

5款 繰越金は、令和2年度の歳入歳出差引の3億3,613万5,557円となっている。

6款 諸収入、1項 延滞金、加算金及び過料は、国保税の期限後納付に係る延滞金で、収税対策課による滞納整理の推進により滞納繰越分調定が減少していることから、延滞金収入も減少している。

3項 雑入は、交通事故等の第三者行為や資格喪失後の受診の返還金、がん検診等の自己負担金となっている。

7款 国庫支出金は、国保税のコロナ減免に係る国からの補助金となっている。

この結果、歳入は122億1,541万3,069円となり、昨年度歳入合計と比較し、9億2,728万176円の増加、率にして8.21%の増加となっている。

資料2-2に基づき、歳出決算の概要について説明。

1款 総務費は、国保従事職員の人件費のほか、庶務的経費、国保連合会に対する負担金、徴税に係る経費、運営協議会に係る経費、制度周知などの趣旨普及経費を計上している。一般管理費の増加理由としては、国民健康保険市町村事務処理標準システムの導入費用を支出しているため、国保特別会計庶務事業が大幅に増加している。

2款 保険給付費は、医科・歯科・調剤の療養給付費と、柔道整骨・はり・灸などの療養費、及び高額療養費などとなっている。

新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの反動により受診件数も増加しており、1項 療養諸費と、2項 高額療養費は増加している。また、【表1】一人当たり医療費のとおり、令和3年度の一人当たり医療費は、37万4,304円と昨年度と比較し、35,028円、割合で10.3%増加している。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの反動によるものと思われる。

3項 移送費は、国民健康保険の被保険者が医師の指示により、療養の給付を受けるために移送を受けた場合、移送に要した経費の全額を支給するもの。

4項 出産育児諸費は、新型コロナウイルス感染症の影響による出産控えの反動により増加している。

5項 葬祭諸費は、昨年度と同額となっている。支給件数は、【表5】その他給付・助成関係の上段に記載している。

6項 傷病手当金は、国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる場合に、その療養のため仕事を休み、その間の給与等が支払われない場合に傷病手当金を受けられる制度となっている。

2款 保険給付費全体では昨年度より7億4,216万12円増加となる82億2,618万8,003円となっている。

3款 国民健康保険事業費納付金は平成30年度の国保広域化により導入されたもので、県に国保事業費納付金を納付することで、療養諸費、高額療養費及び移送費について全額補填される仕組みとなっており、毎年県より11月の仮係数による秋の試算、1月の本算定として標準保険税率と同時に示されることになっている。1人当たり保険給付費額の増加により、国保事業費納付金は増加している。

4款 共同事業拠出金は、国保資格の適用適正化のため、年金受給者リストの作成をその他共同事業として行っている。

5款 保健事業費については、がん健診や、糖尿病重症化予防の実施、人間ドックや脳ドック、保養所利用の助成などの保健事業費と、40歳以上を対象とした特定健康診査やその受診結果により対象者を抽出して特定保健指導を行う特定健康診査等事業費となっている。

【表4】がん検診の実施状況では、昨年度と比較し692人増加しており、全受診者に対する国保加入者の割合も1.55%増加している。

【表5】その他給付：助成関係の下段には人間ドック検診、保養施設利用、脳ドック検診に対する過去4年度分の助成件数を記載している。

【表6】糖尿病性腎症重症化予防事業は、平成26年度より埼玉県国保連合会が共同事業として立ち上げたもので、本市は当初から参加しており、令和3年度は52市町が参加し実施している。参加市町は、決して多くないが糖尿病が重症化し、人工透析に移行しないようにするため重点的な取り組みの一つと考えている。

2項 特定健康診査等事業費は、保険者に義務付けられた40歳以上を対象に特定健康診査等を実施するもので、【表7】特定健康診査の実施状況、【表8】特定健康診査の結果により抽出した保健指導対象者に対する特定保健指導の実施状況となっている。

特定健康診査の受診率は、鴻巣市医師会の協力や被保険者の健康増進への関心、受診勧奨の取組などにより年々増加しており、県内40市でも上位に位置していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより、前年度実績を大きく下回る結果となってしまった。特定健康診査の受診率向上については、今後も積極的に取り組んでいく。

6款 基金積立金は、令和3年度の運営基金の利子182万5,406円、及び令和2年度からの繰越金3億3,613万5,557円のうち、令和3年度返還金4,857万5,843円を控除した額の一部を基金に積み立て、基金保有額については、【参考】年度末基金保有額のとおりとなっている。

8款 諸支出金は、過年度分の資格変更や課税変更により令和2年度までに納付された国保税の還付金と還付加算金、及び、【表9】返還金内訳に記載した令和2年度に受け入れた保険給付費等交付金の県への返還金と特定健診負担金の県への返還金となっている。

歳出は118億5,269万4,012円となり、昨年度の歳出合計と比較し、9億69万6,676円の増加、率にして8.22%の増加となっている。

歳入歳出の差引額は、資料2-1【表7】歳入歳出決算にあるとおり、3億6,271万9,057円の歳入超過となり、昨年度と比べ2,658万3,500円の増加となっている。

繰越金の要因としては、歳入では収税対策課の取組みもあり、現年分の国保税が高い収納率を維持できたことなど、歳出では、保険給付費や保健事業費が見込額を下回ったことなどによるもの。

資料2-3に基づき、歳入歳出決算の概要について説明。
決算概要の各項目の構成割合を示したもの。

令和3年度の歳出の円グラフ中、県に納付する国保事業費③の約29億3,200万円を納付することにより、市が支払う医療費等②の約82億2,600万円のほぼ全額が交付される仕組みで、歳入の円グラフ中、県からの交付金②の約84億7,100万円に含まれて交付されることになる。

皆様からお預かりする税①は歳入全体の17.8%となっており、これに県からの特別交付金や繰入金、諸収入の一部を活用して、国保事業費納付金を県に納付することになる。

《委員質疑》

国民健康保険税の滞納者に対応はどのような形で行っているのか、繰り返しの督促にも応じなかった場合に支払の時効があるのか。また、そういった場合にも人道的立場から被保険者証は発行されるのか。

市から送付されてくるがん検診のハガキは、支出としては趣旨普及費なのか。

《事務局回答》

健康保険制度は相互扶助という理念を基に保険税の収納についてご理解をいただいているところだが、それでも納めていただけない場合、収税対策課にて、まず督促状を送付し、それに応じない場合に催告状を送付、場合によっては財産調査を行い滞納処分を行うこととなる。時効については民法の規定により5年間。被保険者証については通常は有効期限が1年間のところ、期限の短い4か月間の被保険者証を発行している。対象の方とは、納税相談の場を設けるなど折衝の機会を作っている。

がん検診のハガキについては、健康づくり課の事業となっている。

《委員質疑》

徴収率がもともと高い中で前年度からさらに上がっており、高い水準を維持されているところが大変評価できる。県内全体でも収納率の格差があるが、このまま高い収納率の維持を引き続きお願いしたい。また、先ほどの質疑にもあったが一部の滞納者

へに対応についてはしっかり行っていただきたい。

歳入で一般会計からの繰入金がある一方で、歳出で基金積立金がある。一般会計という市民全体の税金の中から国保への積立に充てるというのは、制度として認められてはいても市民全体からの理解を得ることは難しいのでは。

基金への積立については取り扱っていない市町村もあり、実際は基金の取り崩しにより収支の均衡が保たれており、出し入れが非常に分かりにくい。保険税率が県内で統一された後はこういった調整がうまくできるのかどうかということもある。基金に積み立てができるのであれば一般会計からの繰り入れは不要なのでは。

《事務局回答》

すべてが基金への積み立てではなく、現物給付の波及効果分、多子減免、がん検診など政策的に行っているものを含めたものが一般会計からの繰り入れとなっている。

《事務局回答（市民生活部長）》

法定外繰入金9,700万円の内訳として、がん検診が約6,000万円、第3子減免が約435万円、18歳未満の医療費の現物給付が約1,000万円、残りの約2,200万円が基金への積み立てとなっている。

本来は税率改正をして賄うところではあるが、繰入金の急激な削減は、税転嫁に結び付き、過去の運営協議会においても被保険者の急激な負担増について避け段階的に税率改正を行うこととのご意見をいただいている中で、今後繰入金については削減していき、いずれはご指摘をいただいているとおりゼロとしていく予定。ただし、本来市民検診であるがん検診など本来一般会計で負担すべきものについては今後も計上していくことになろうかと思われる。

(ウ) その他

事務局より連絡事項。次回の運営協議会は9月下旬に開催予定。

閉会

(会議時間 70分)

配布資料

- ・【資料 1】 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 4 年 6 月議会・専決処分の承認）
- ・【資料 1 - 2】 課税限度額試算
- ・【資料 2 - 1】 令和 3 年度 国民健康保険事業特別会計歳入決算の概要
- ・【資料 2 - 2】 令和 3 年度 国民健康保険事業特別会計歳出決算の概要
- ・【資料 2 - 3】 令和 3 年度 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の概要

《当日配布》

- ・次第
- ・席次表
- ・委員名簿
- ・埼玉県国民健康保険運営方針（第 2 期）
- ・令和 4 年度 国民健康保険事業特別会計当初予算【歳入】の概要
- ・令和 4 年度 国民健康保険事業特別会計当初予算【歳出】の概要
- ・「埼玉の国保 4 月号」
- ・冊子「国民健康保険の概要」